

19世紀イギリスの株式会社実務

——資本区分の実態とその役割——

佐々木 重 人*

目 次

1. 問題の所在
2. 19世紀イギリスにおける株式会社の資本区分に関連する法規制
 - (1) 一般事業会社の資本区分に関連する法規制
 - (2) 公益事業会社（鉄道会社の場合）の資本区分に関連する法規制
3. 「資本区分」が直面していた問題とその克服への模索
 - (1) 調達した長期的資金の流用や誤用
 - (2) 資本配当の横行
4. 結語

1. 問題の所在

株式会社の株主と債権者との利害調整という財務会計機能にとって、その琴線に触れる前提といえ、資本配当の禁止であろう。しかし、今世紀以降のわが国において、この前提のあり方は、資本剰余金の配当財源への組み入れの是非の問題を中心にして断続的に議論されてきた。その議論発端のひとつは、2001年（平成13年）6月の商法改正において、「企業会計上看過できない重要な変更」が行われたことにあるとされ、具体的には、第1に「減資差益が資本準備金から削除され、配当可能利益を構成する項目とされた（商法288条ノ2第1項（第4号削除）」こと、第2に、

「資本準備金は、利益準備金と併せて資本（資本金）の4分の1を超える部分を取り崩して、配当可能利益に組み入れることができることとなったのである（商法289条第2項）」とされる¹⁾。

また、2005年（平成17年）6月29日に成立し、2006年（平成18年）5月1日から施行された現行会社法のもとでも、資本金減少差益（減資差益）、資本準備金減少差益および自己株式処分差益を含む「その他資本剰余金」は、「その他利益剰余金」と合わせ、分配可能額の計算基礎となる期末日の剰余金とされている（会社法第446条・会社計算規則第149条）。これら一連の資本に対する法規制の動きを「一言でいえば払込資本の払戻しおよび配当財源化²⁾」と評し、その背景として、「長引く不況の下での、企業の資本効率の悪化による資本剰余の傾向³⁾」があるとされ、「企業（株主）の論理として本来あるべき資本維持志向は完全に影を潜めている⁴⁾」との分析（2003年当時）も行われている。

以上のような「資本区分」に関わりを持つ項目を巡る問題は、近代会計の形成期にあたる19世紀のイギリスにおける法規制や会計実務においてどのように扱われたのであろうか。本稿は、19世紀イギリスにおける株式会社、特に当時の基幹産業でもあった鉄道会社の「資本区分」に関わる会計実務とそれに対する会計規制に注目する。特に鉄道会社の会計報告書上で示された「資本区分」に関連する諸項目の会計手続や会

*専修大学商学部教授、E-mail: sasakish@isc.senshu-u.ac.jp

計報告書上の表示方法を規制する法律（特別法および会社法）および会社定款規程，さらに議会の特別委員会報告書等を確認することを通じて，近代会計成立期に活動した株式会社の「資本区分」の実態とその役割を明らかにすることを目的としている。

2. 19世紀イギリスにおける株式会社の資本区分に関連する法規制

泡沫会社禁止法が1825年に廃止された後，法人格を有しない新興の事業会社の活動が活発化したことを受けて，1844年に至り，イギリスにおける近代株式会社制度の発展を法的に整備するため，1844年株式会社登記法が成立した。この法律は，一般事業会社をその規制の対象として，株式会社の設立を簡便にするための準則主義の導入（従来の特許状申請から登記手続への転換－第4条）や会計・監査関連規定の導入など，新しい株式会社規制の枠組みを盛り込んでいた。一方，議会特別法によって設立された鉄道会社のような公益事業会社に対する会計規制のための法的整備は，極めて不十分であった。議会特別法は鉄道会社の会計に関する規定を置いていたが，その内容は1844年株式会社登記法で示された会計規制の内容に比べても著しく劣っており，同年に制定された1844年鉄道規制法の会計規制は鉄道運賃等に対する規制に関連するものであったため，鉄道会社の会計規制という面では限定的な効果しか有していなかった。このような状況を受けて，鉄道会社を含む公益事業会社全般を規制対象とする1845年会社条項統合法が成立した。1845年会社条項統合法は，1844年株式会社登記法が示した一般事業会社を対象とする会計規制の枠組みに相当する会計報告に関する規制と監査に関する規制を置いていた。

以下では，以上で述べた一般事業会社と公益事業会社を規制する法律ごとに，会計報告書上の「資本区分」に関連した条文について確認する。

(1) 一般事業会社の資本区分に関連する法規制

① 1844年株式会社登記法 (*An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies*)

本法律は，登記による株式会社設立の容易化と引き替えに完全かつ公正な貸借対照表（a full and fair Balance Sheet）の作成（第35条）と強制監査の導入（第39条）を求め，法・国家規制色の強い会計制度を導入したが，実態は有名無実で，配当制限規定（資本配当禁止のような規定）や，貸借対照表の資本区分に関する規定もなく，会計実務は，取締役の裁量にほとんどゆだねられたとされる⁵⁾。

② 1856年会社法 (*Joint Stock Companies Act, 1856*)

1856年会社法の特徴は，自由放任思想を中心においた改正であり，具体的な会計関連規程が含まれていた通常定款（Articles of Association）のモデル（Table B）が付則（Schedule）で提示されていることである。その内容のうち，「資本区分」関連で注目できるのは，利益配当規定（第64条），貸借対照表のひな形（図表1），資本の要約表（Form E-Summary of Capital and Shares）が提示されていることであろう。ただし，この通常定款モデルを採用するか，企業独自の通常定款を設けるかどうかは企業の任意⁶⁾にゆだねられていた（1856年会社法第9条）ことは注意すべきである。

③ 1862年会社法 (*The Companies Act, 1862*)

1862年会社法は，1856年会社法と，その他一連の会社関連諸法を集成したもので，会計関連規程は，1856年会社法で記されたものと基本的に同一⁷⁾であり，第1付則のTable Aで示された通常定款モデルのなかで示されており，有限責任制の株式会社の場合，その採用の任意性は，1856年会社法と同様である（第15条）。

当時の企業の通常定款を観察すると，内容は1862年会社法の通常定款モデルをベースとしながらも，個々の企業で独自の通常定款を定めている場合がある。その一例として，1875年に設立された製鉄会社であるグローバー社（Grover and Company, Limited）の設立登記時に作成された通

図表1 1856年会社法 Table B 貸借対照表ひな形（借方部分：一部省略）

Dr.		BALANCE SHEET of the ***** Co.	
Capital and Liabilities			
I. Capital	showing: The Total Amount received from the Shareholders: showing also: (a) The Number of Shares (b) The Amount paid per Shares (c) If Any Arrears of Calls —中略— (d) The Particulars of any forfeited Shares.	£. s. d.	£. s. d.
II. Debts and Liabilities of The Company	showing: The Amount of Loans on Mortgages or Debenture Bonds. The Amount of Debts owing by the Company, —中略—		
VI. Reserve Fund	showing: The Amount set aside from Profits to meet Contingencies.		
VII. Profit and Loss	showing: The disposable Balance for Payment of Dividends, & c.		

常定款は、第1条で次のように述べて、その内容が同社独自のものであることを明記している。

「第1条 1862年会社法の第1付表 Table A に含まれている諸規定は、本会社には適用せず、本会社は、ここに定める諸規定に従う。ただし、諸規定の廃止、追加、および変更は、株主総会における特別決議によって行わなければならない。（以下略）」⁸⁾

その結果、「資本区分」に関連する同社の配当や会計関連諸規定においても独自の内容が含まれることとなった。以下でそのような独自規定を通常定款モデルの規定と対比しながら紹介する。

a. 配当源泉

1862年会社法 通常定款モデル

「第73条 配当金は、当社の事業 (the business of the Company) から生じた利益 (the Profits) からを除いて支払うことはできない。」

1875年 グローバー社 通常定款

「第105条 配当金（一括払・分割払）と特別配当金は、当社の事業 (the business of the Company) から生じた純利益 (the net profits) からを除いて、宣言ないし支払うことはできない。（以下略）」⁹⁾

b. 積立金の設定

1862年会社法 通常定款モデル

「第74条 取締役は、配当金を推薦する (recommending) 前に、彼らが適当と考える金額を本会社の利益から積立金 (a reserved Fund) として取っておくことができる。その目的は偶発事象に対処するため、配当を平均化するため、ないしは当社の事業に関連する設備（のすべて）またはその一部の修理または維持のためである。さらに取締役は、積立金として取っておかれた金額を、取締役が選択する有価証券に投資することができる。」

1875年 グローバー社 通常定款

「第 106 条 取締役は配当金を宣言する (declaring) 前に、彼らが適当と考える金額を本会社の利益から積立金 (a reserve fund) として取っておくことができる。その目的は偶発事象に対処するため、設備、工場、およびその他の会社不動産の改善、拡張、再建築、修理または維持のため、ないしは配当を平均化するため、前述のような方法での投資のため、さらに会社の基本定款で述べられている目的の推進のためである。この積立金は、状況に応じて取締役が決定したような方法で適宜利用することができる。さらに、取締役は配当金を宣言する前に会社の機械、建物、設備の減価償却 (depreciation) のために積立てされるべき金額や不良債権 (all bad and doubtful debts) の貸倒れに対する引当のために積み立てるべき金額を決定することができる。しかし、本規定は前述の合意に基づき、John William Grover 氏の権利に損害を与えてはならない。」¹⁰⁾

c. 積立金の取崩し

1862 年会社法 通常定款モデル

—該当規定なし—

1875 年 グローバー社 通常定款

「第 112 条 取締役は、適宜、積立金 (the reserve fund) の金額を減じることができる。取締役は、その減少金額のすべてまたはその一部を、年次配当金を増やすため、ないし通常の配当金に上乗せして特別配当金を支払うために、その年の株主に分配可能な利益に加算することができる。」

d. 積立金 (利益剰余金) の資本金への組み入れ

1862 年会社法 通常定款モデル

—該当規定なし—

1875 年 グローバー社 通常定款

「第 113 条 取締役は、当社の臨時株主総会での決議によって、積立金の金額を取り崩して (with-

draw any sums of money from the reserve fund), その金額を当社の払込済の資本金に組み入れる (add the same to the paid-up Capital of the Company) ことができる。この場合、前述のように資本金に組み入れられた金額は、当社の株主 (the several member of the Company) によって実際に払い込まれている金額に加えて、個々の株主が保有している株式の名目価値に比例して、(金銭が) 応分に払い込まれたものとみなされる。」¹¹⁾

e. 貸借対照表の作成

1862 年会社法 通常定款モデル

「第 81 条 貸借対照表 (A Balance Sheet) は、毎年作成され、当社の定時株主総会にて提示されなければならない。そのような貸借対照表は、本定款の Table に付属している様式 (または状況の許す限りそれに近い様式) で記載されている項目名を用いるよう調整されたうえで、当社の資産 (Property) と負債 (Liabilities) の要約 (Summary) を載せなければならない。」

1875 年 グローバー社 通常定款

「第 120 条 一般貸借対照表 (A general balance-sheet) は、毎年作成され、当社の定時株主総会にて提示されなければならない。一般貸借対照表は、当社の資産 (assets) と見積もられた負債 (estimated liabilities) の要約 (Summary) を載せて、定時株主総会の日までに作成されなければならない。そしてその貸借対照表 (balance sheet) は、定時株主総会に先立つ 7 日間、当社屋において、株主による閲覧に供されなければならない。」¹²⁾

「資本区分」項目である積立金 (the reserve fund) の設定に関するグローバー社の通常定款は、1862 年会社法の通常定款モデルを大幅に修正していることがわかる。特に、有形固定資産の改善、拡張、再建築、修理または維持のために積立金を設定することに加えて、その減価償却費に対応する積立金を設定するこ

と、さらに不良債権の貸倒れに対する引当のために積立金を設定することを掲げている点は、19世紀当時のイギリスの他社の通常定款¹³⁾と比較しても特筆できる。さらに株主への配当原資の確保を意識して積立金(利益剰余金)の取崩しを可能とする規定や資本の形式的増資を目的として積立金を資本金へ組み入れすることを可能とする規定は、株主の利益を優先させるグローバー社の通常定款規定が有する大きな特徴と言えよう。

(2) 公益事業会社(鉄道会社の場合)の資本区分に関連する法規制

公益事業を営む株式会社の設立は、議会特別法の成立によって可能となり、その法律には、会計関連規定も含まれていた。さらに、当該公益事業会社が属する業種全体に対して特有の法規制も行われていた。たとえば、1844年鉄道規制法は、鉄道会社の料金規制やその国有化に関する詳細な規定が見られた。その状況のもとで、鉄道会社を含む公益事業会社全体に対する法規制が本格的に行われたのは、1845年会社条項統合法であった。この法律の公益事業会社に対する会計規制内容は、後に一般事業会社に対する会計規制にも影響を与えたとされる¹⁴⁾、詳細の内容を有していたといえる。そこで、19世紀における公益事業会社に対する法規制の体系とその時系列は鉄道会社の視点から、図表2のように概観することができる。

図表2でもみられるように、19世紀の鉄道会社に適用される諸法律が擁する会計関連規定は、その会計報告書上の「資本区分」に対してどのような役割を求めていたのであろうか。以下、法律ごとに「資本区

分」の役割を列挙する。なお、条文中の下線は筆者が付したものである。

——「資本区分」の役割——

① 1833年 ロンドン・バーミンガム鉄道会社法
(An Act for Making a Railway from London to Birmingham, 6th May 1833)

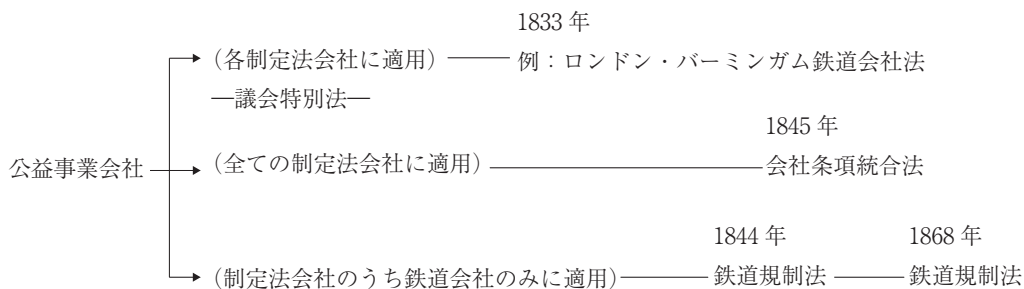
ア) 配当対象である利益を識別し、配当金による減少・毀損が禁止される金額を表示する役割(第156条参照)

「第156条 配当金の宣言

当該会社は、半年毎の定時株主総会または臨時株主総会にて、出席している株主の過半数が適当であると賛同するならば、当該企業の処分可能利益(the clear Profits)から配当金の支払宣言を行う権限が適宜与えられている。その配当金は、当該会社株主によって保有されている株式数に応じて1株あたりいくらかという割合により宣言されなければならない。配当金は、3カ月毎に1回を超える頻度で支払われてはならない。そして、配当金は、宣言される時点で求められた当該企業の手許にある処分可能利益(the net amount of clear Profit)を超えて決定されてはならないし、処分可能利益を超えて配当金が支払われることで、当該会社の資本がいかなる程度も減じられたり、毀損されることがあってはならない。さらに株式払込の期限が過ぎたならば、当該払い込み請求額の支払が完了するまで配当金は支払われてはならない。」

② 1845年会社条項統合法(The Companies Claus-

図表2 公益事業会社(鉄道会社)を規制する法体系



es Consolidation Act, 1845)

イ) 事業資産購入資金源泉を示す役割 (第 65 条参照)

「第 65 条 資本の適用 (Application of capital)

会社によって調達された金銭のすべては、その金銭が、株主の払い込み (Subscription of Shareholders) か、借り入れ等 (Loan or otherwise) によるかを問わず、第一に特別法を獲得する際に発生した支払項目 (the cost and expenses) とそれに付随するすべての費用の支払いに適用されなければならない。そして第二に会社の目的を実行に移す際に発生する支払項目に適用されなければならない。」

ウ) 株式発行金額を表示する役割 (第 116 条参照)

「第 116 条 締め切られるべき会計帳簿

会社の会計帳簿は、定められた期間毎に締切されなければならない。もし、締切期間が定められていない場合には、定時株主総会の少なくとも 14 日前までに締め切られなければならない。会計帳簿の締切後直ちに、正確な貸借対照表 (An exact Balance Sheet) が作成されなければならない。貸借対照表は、その作成日時点の株式資本 (capital Stock)、債権および企業が所有するすべての財産 (Property) の具体的内容、さらに当該会社が支払わなければならない債務について真実な表示をしなければならない。さらに、貸借対照表は、過去半年間に企業の取引で生じた損益に関する明瞭な概観 (distinct view) を表示しなければならない。定時株主総会に先立って貸借対照表は、取締役のうちいずれか 3 人による検査を受けた後、取締役社長または副社長によって署名されなければならない。」

エ) 配当による払戻し禁止部分を示す役割 (第 121 条参照)

「第 121 条 資本減少を伴う配当禁止

会社は、株式資本 (Capital Stock) がどのよう

な程度であっても減じられるような配当を行ってはならない。配当金という用語は、抵当債権者 (Mortgagees) や捺印債務証券債権者 (Bond Creditors) の同意を得て、株式資本部分の返還を目的とした臨時株主総会の開催通知が事前に行われる場合であっても、そのような行為に適用できるように解釈されてはならない。」

③ 1844 年鉄道規制法 (*An Act to attach certain Conditions to the Construction of future Railways authorized or to be authorized by any Act of the present or succeeding Sessions of Parliament; and for other Purposes in relation to Railways*)

オ) 収益性比率 (資本利益率) の算定要素としての役割 (第 1 条参照)

「第 1 条 鉄道会社の運賃等改訂規制の開始可能時期または買収意思の表明可能時期は、ともに新規の旅客鉄道路線の建設に必要な現在または将来の議会法が通過した後、最初に到来する 1 月 1 日から起算して 21 年目の終わり以降とされた。その際、運賃等規制が行われるのは、鉄道会社の引受済払込資本 100 ポンドにつき分配可能年次純利益 10 ポンドの割合に等しいか、それを上回る場合とする。」

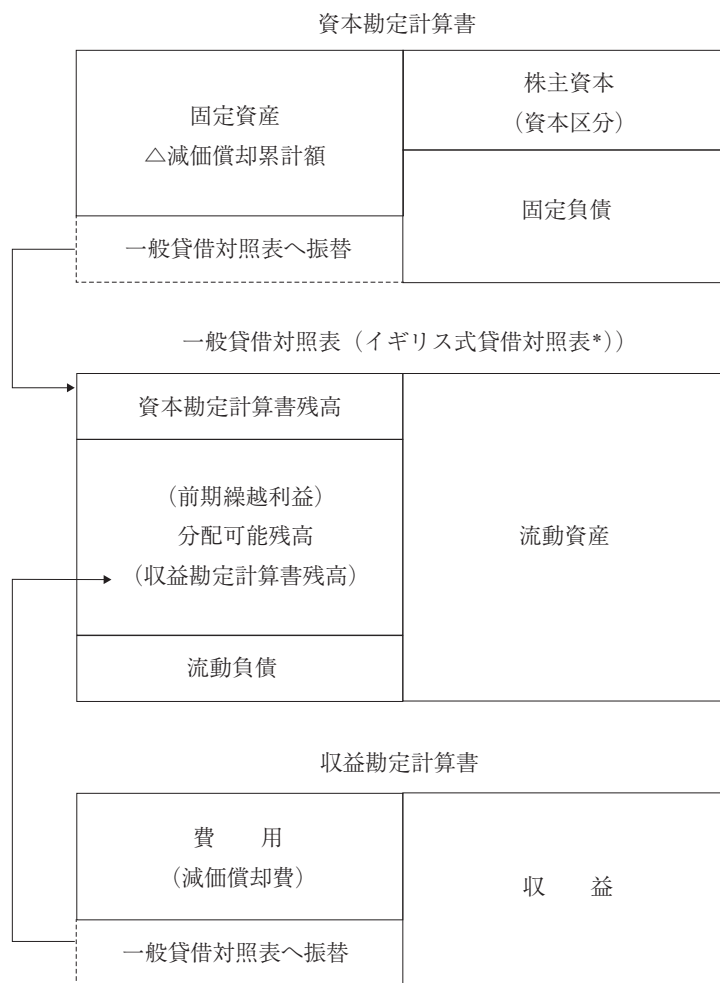
3. 「資本区分」が直面していた問題とその克服への模索

19 世紀中頃のイギリスの鉄道会社の会計実務では、特にその「資本区分」の開示方法の工夫を求める様々な問題が噴出していった。貴族院特別委員会第 3 報告書 (1849 年) は、鉄道会社会計報告書の統一様式化の必要性を念頭にしつつ、具体的に次の二点の問題を把握していた。

(1) 調達した長期的資金の流用や誤用

貴族院特別委員会第 3 報告書は、鉄道会社別に成立する議会特別法が認めている用途に反して、株主および債権者から調達した資金が配当金の支払等へ流用されていること (p.v)、また会計報告書の様式が統一されていないことにより、それら資金が議会の承認を得

図表3 複会計制度に基づく会計報告書体系（L&B 鉄道：1844年上期）



*一般貸借対照表は、「イギリス式貸借対照表」と呼ばれる報告書形式で表示され、表示項目が、それぞれの勘定残高の属する貸借とは逆に表示される点に特徴がある。すなわち、流動資産の借方勘定残高は、一般貸借対照表上では、貸方側に表示され、流動負債の貸方勘定残高は、一般貸借対照表上の借方側に表示される。振替項目（資本勘定計算書から振替・収益勘定計算書から振替）の表示法も同様となる。複会計制度に基づく会計報告書体系は、1868年鉄道規制法（*The Regulation of Railways Act, 1868*）の施行によって、すべての鉄道会社に強制適用された。

ていない埠頭・蒸気船の購入に充てられるといった誤用の事実や他社の株式や有価証券への投資の状況が見えにくくなっていること、および特定の設備投資を行う目的で議会より調達の認可を受けた資金が他の目的に一部流用され、本来の設備投資金額が少なくなっていることもある（pp. xviii-xix）、と指摘した。

以上のような問題に対する対応として、ロンドン・バーミンガム鉄道会社（London & Birmingham Railway Company：以下L&B鉄道）のように、自主的に

「複会計制度」に基づく会計報告書体系を導入する試みがみられた。複会計制度に基づく会計報告書の体系（図表3）では、「資本勘定計算書」において、「資本区分」で表示された株主資本と固定負債区分で表示される長期借入資本が、議会特別法にて認められた固定資産の取得を通じて運用されていることを明瞭に表示することを可能とした。

(2) 資本配当の横行

鉄道会社（例えば、L&B 鉄道）の株主総会で決定された配当金の支払額と当期純利益の金額水準は常時近似しており、業績が振るわない期間では、しばしば当期純利益に前期繰越利益を加えた場合でも、配当支払決定金額を賄えない事態も生じた。このような場合に、L&B 鉄道が採った会計手続上の方途は、以下の2つであった。

① 減価償却積立金の配当財源への組み込み

L&B 鉄道は、1840 年上期にかかわる株主総会で、次のような取締役「提案」を行った。

「…減価償却積立金残高（£57,150）のうち、£21,000 が今回宣言する配当金の支払いのための財源として使用できるよう提案いたします。その結果、当該減価償却積立金の貸方残高は£36,150 となります。…」¹⁵⁾

この「提案」の意味は、当期利益が不足する場合には減価償却積立金を配当財源の一部として取り崩し利用することを意味していた。この提案の承認に伴い、次のような会計処理（配当金の支払決定に伴う利益（剰余金）処分と「減価償却積立金」（利益剰余金）の取崩）が実施された。

—1840 年 8 月 7 日—

（借）未処分利益 134,177.5.1.（貸）未払配当金 155,000.0.0.

車両減価償却積立金 20,822. 14.11.

② 資本準備金の配当財源への組み込み

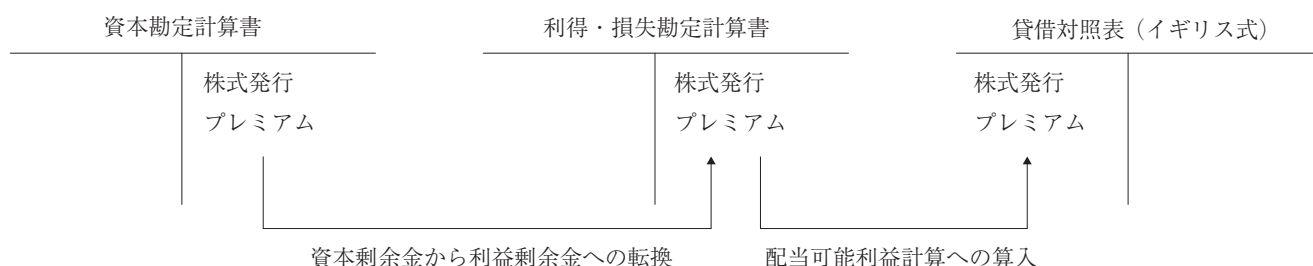
L&B 鉄道は、配当原資の不足に対応するため、減

価償却積立金（利益剰余金）に代わって、株式発行プレミアム（資本剰余金）の配当原資への組み込みを行った（1842 年上期）。この手続きは、資本剰余金の利益剰余金への転換というべきものであった。その際に見られる会計処理上のプロセスは、図表 4 で示すように、極めて巧妙なものであったことが確認できる。その特徴として、株式発行プレミアムを利益剰余金に転換する際には、臨時に「利得・損失計算書」という会計報告書を臨時的に作成している。この計算書は、L&B 鉄道の全会計期間を通じて、唯一 1842 年上期のみで観察されるものであった。最終的に株式発行プレミアムは、「利得・損失計算書」から貸借対照表での分配可能残高（Disposable Balance）に組み込まれた。

4. 結語

19 世紀イギリスの株式会社は、所与の法規制のもとで、株主への配当金の支払継続に大きな関心を持ちながら、「資本区分」項目の表示や計算に心を砕いていたことがわかる。同時に、鉄道会社のような公益事業会社は、株式資本および長期債務が、長期資金の源泉という意味で同列的位置づけを行い、調達された資金が議会ないし株主総会で承認された事業用固定資産の取得に充当されていること、および会社法で禁じられている株式資本からの配当金支払いを排除していることを視覚的に株主に開示するのに効果的な会計報告書体系（複会計制度の会計報告書体系）を自発的に採用した。しかし、鉄道経営者は、配当金の安定的支払を確保するため、株式資本（株式発行プレミアム）の配当原資への流用に手を染めることもあった。この問題は、現在のイギリス会社法のもとでも議論されてい

図表 4 第18期（1842年上期）L&B 鉄道の会計報告書（一部）



る。

2006年会社法（Company Act 2006）において、配当は実現利益からのみ行われるとしているが（第830条）、その実現利益の計算は、「一般に認められた会計原則」（principles generally accepted）に従って確定されるとしている（第853条4）。これに対応して、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会が公表している実務指針 TECH02/10「*Guidance on the Determination of Realised Profits and Losses in the Context of Distributions under the Companies Act 2006*」は、実現利益が生じる項目の一つに減資差益（a reduction or cancellation of capital (i.e. share capital, share premium account or capital redemption reserve)）を掲げている（3.9 (h)）。減資差益を実現利益として分配するという「資本からの配当」は、「払込資本の払戻しおよび配当財源化」¹⁶⁾という批判に対抗できるかという点¹⁷⁾が問題である。一方、わが国でも、同様の問題は、顕在化している。まさに「資本区分」は、簿記処理を踏まえた会計の基本問題の主戦場となっているといえる。

注

- 1) 照屋行雄（2005）25頁。
- 2) 安藤英義（2003）4頁。
- 3) 前掲書9頁。
- 4) 前掲書10頁。
- 5) 詳細な会計規定を設けられない背景には、会計専門職や会計慣行の未整備も影響していた。山浦久司（1993）34頁。
- 6) 基本定款（Memorandum of Association）モデルの採用も通常定款と同様に任意であった。
- 7) 1862年会社法通常定款モデル第78条では、1856年会社法の通常定款モデル第69条で記されていた「諸勘定は、現金出納帳、仕訳帳および元帳において複式簿記の原則に基づいて記録されなければならない。」が削除されている。
- 8) Grover and Company, Limited（1875）p. 5.
- 9) *ibid.*, p. 38.
- 10) *ibid.*, p. 38.
- 11) *ibid.*, p. 39.
- 12) *ibid.*, p. 40.
- 13) 佐々木重人（1994）279頁。
- 14) 山浦久司（1993）57頁。

15) London & Birmingham Railway Company（1840）p. 40.

16) 安藤英義（2003）4頁。

17) 篠原繁（2007）25頁。

参考文献

- 安藤英義（2003）「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『会計』164巻3号1-14頁。
- 佐々木重人（1994）「19世紀イギリスの株式会社定款規定にみる利潤計算過程に関する一考察」『南山経営研究』9巻2号265-285頁。
- 佐々木重人（2010）『近代イギリス鉄道会計史』国元書房
- 篠原繁（2007）「イギリス会社法における分配規制と実現利益の変遷」『会計』171巻6号13-28頁。
- 照屋行雄（2005）「資本の概念と資本金計」『国際経営論集』No.29, 11-28頁。
- 山浦久司（1993）『英国株式会社会計制度論』白桃書房
- An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies*, 1844.
- Articles of Association of Grover and Company, Limited*, 1875.
- The Companies Act*, 1862.
- Joint Stock Companies Act*, 1856.
- London & Birmingham Railway Company, Minutes of the Court of Proprietors at Their Fourteenth Half yearly General Meeting of L&B, London, the 7th August 1840.*
- Third Report from the Select Committee of the House of Lords appointed to consider "Whether the Railway Acts do not require Amendment, with a view of providing for a more Effectual Audit of Accounts, to guard against the Application of the Funds of such Companies to Purposes for which they were not Subscribed under the Authority of the Legislature:" and to report thereon to the House: together with the Further Minutes of Evidence*, 25 June 1849.
- 付記：本研究は、科学研究費助成事業「基盤研究（B）23330151」の研究成果の一部である。